答弁第二七六号平成二十一年四月十四日受領

内閣衆質一七一第二七六号

平成二十一年四月十四日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する再質問に対し、

別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における各種手当の変遷に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十年度及び平成二十一年度の在勤手当の予算額については、 在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、それぞれ前年

度からの為替、 物価変動及び生活水準等を勘案し、適切に決定されたと認識している。また、平成二十一

年度の在勤手当の予算額は、前年度に比し減額となっている。

四及び五について

御指摘 の年度において、 在外公館に勤務している職員の数を一概にお答えすることは困難であり、 お 尋

ねの 「一人あたり」の在勤手当の予算額をお答えすることは困難であるが、 在外公館の定員は、 平成二十

年度については三千四百二十八人、平成二十一年度については三千五百二十八人である。